

## 鳥取市小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市小規模事業者経営改善資金利子補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金交付規則（昭和42年市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた者の利子負担の軽減を行い、市内小規模事業者の経営の安定と発展を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う経営改善資金融資又は生活衛生改善資金融資（以下「対象融資」という。）を、平成25年4月1日から令和7年3月31日まで（生活衛生改善資金融資については平成27年4月1日から）の間に受けた者であること。

(2) 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者（個人にあっては1年以上継続して市内に在住している者）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める市税等を滞納している者は、補助対象者としなない。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

### (補助対象期間)

第4条 本補助金の交付の対象となる期間は、対象融資を受けた日の属する月の翌月初日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、当該2年を経過する日が日本政策金融公庫の休業日である場合は、その翌営業日までとする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、9月1日からその翌年の8月31日まで（以下「補助算定期間」という。）に補助対象者が支払った対象融資に係る利子の2分の1に相当する額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、支払期限を過ぎた利子（当該過ぎたことにより発生した利子を含む。）については、対象としなないものとする。

### (補助申請等)

第6条 本補助金は、規則第11条の2第1項の規定により交付申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によ

るものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとみなす。

2 前項の手続は、補助算定期間ごとに、当該期間の末日の属する年の9月30日までに行わなければならない。

3 様式第1号に添付すべき書類は次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 日本政策金融公庫が発行する利息支払証明書
- (2) 市税等納付状況確認同意書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(着手届を要しない場合)

第7条 本補助金に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、これを要しないものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出は、これを要しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行し本年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。